



島根県報

平成25年10月25日（金）
号外 第 157 号
（毎週火・金曜日発行）
<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【監査公表】

| | |
|------------------------|----|
| 財政的援助団体等監査の結果に基づき講じた措置 | 2 |
| 行政監査の結果に関する報告に基づき講じた措置 | 11 |
| 定期監査の結果に関する報告に基づき講じた措置 | 14 |
| 包括外部監査の結果に基づき講じた措置 | 22 |

監 査 委 員 公 表**島根県監査委員公表第4号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定により実施した平成24年度財政的援助団体等監査の結果に基づき講じた措置について、島根県知事から通知があったので、同条第12項の規定により次のとおり公表する。

平成25年10月25日

島根県監査委員 藤 間 恵 一

同 平 谷 昭

同 法 正 良 一

同 後 藤 勇

平成24年度財政的援助団体等監査の結果に基づき講じた措置の内容について

| 監査結果 | 措置の内容 |
|---|---|
| <p>I 総括</p> <p>1 指摘事項</p> <p>(1) 補助対象人件費の取扱いについて</p> <p>公益財団法人しまね産業振興財団管理費補助金の補助対象となっている職員には、島根県立産業高度化支援センターの指定管理業務に従事している職員が含まれている。当該兼務職員の業務が、補助対象業務であるのか、指定管理業務であるのか、その区分が明確にされておらず、その全額を補助対象業務と認定して補助金を支出していた。</p> <p>については、補助金対象業務と指定管理業務に携わる兼務職員の経費については、それぞれの業務量に応じ補助金及び指定管理料から支出すべきであるので、補助対象業務と指定管理業務を明確に区分し、適切に執行されたい。</p> <p>2 意見</p> <p>(1) 公の施設の指定管理における適正な管理について</p> <p>公の施設の指定管理の状況については、平成23年度の監査において重点監査項目として監査を実施し、再委託等に係る承認手続きの明確化や貸付物品の適切な管理等について所管課に対し意見として述べたところである。</p> <p>これを受けて指定管理者制度を所管する人事課においては、第三者への再委託等について標準協定書を改正し、平成24年3月末に全所管課に通知が行われたところであり、平成23年度に監査を実施した所管課からは、改善の取組について既に実施した、あるいは今後実施するという報告を受けたところである。</p> <p>また、貸付物品等の適切な管理等については、監査を実施した所管課から同様の報告を受けたところである。</p> <p>しかしながら、今回の監査においても、人事課から通知がなされたにもかかわらず、第三者への再委託や新たに設けられた暴力団等の排除に係る規定について基本協定書が変更されていない事例が見受けられた。さらには所管課が指定管理者に対し基本協定書で管理物品を提示していない事例、施設の使用料収入の専用口座を設けていない事例など、従来か</p> | <p>(1) 補助対象人件費の取扱いについて</p> <p>(産業振興課)</p> <p>平成24年度から、兼務職員の経費については、補助対象業務と指定管理業務の区分を明確にし、それぞれの経費を補助金及び指定管理料から適切に執行するよう改めた。</p> <p>(1) 公の施設の指定管理における適正な管理について</p> <p>— 県の総括的な対応 —</p> <p>(人事課)</p> <p>基本協定書変更などの手続について、全施設を対象に点検を行い、未対応の施設の所管課に対し速やかに対応するよう徹底した。その後協定書の変更などが行われたことを確認した。</p> <p>— 個別的な対応 —</p> <p>(産業振興課)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ (公財) しまね産業振興財団 <p>平成25年2月18日付けで、島根県立産業高度化支援センターの管理に関する基本協定を変更し、第三者への再委託手続や暴力団等の排除に係る規定の整備を行った。</p> <p>また、指定管理に係る島根県立産業高度化支援センターの管理に関する基本協定書に、徴収した使用料を専用口座に預け入れることを明記した。これを受け、指定管理者において使用料の専用口座を開設して適正に保管することとしている。</p> <p>(農畜産振興課)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ NPO法人国際交流フラワー21 |

ら基本協定書で規定されているにもかかわらず適正に行われていない事例が見受けられたところである。

については、いま一度、平成23年度に申し述べた意見について、既に改善を実施したとの報告があったところを除く全ての所管課において点検を行われたい。

また、人事課においては、公の施設の適正かつ円滑な管理を行うため、全ての所管課において基本協定の変更などの手続が行われているかどうか点検を行われたい。

(2) 指定管理者が県の施策に協力する場合の評価について

本県の公の施設においては、指定管理者制度を導入する以前から、施策のPRや福祉的な視点から児童福祉週間、老人の日・老人週間、障害者週間などの期間中に施設の無料開放を行ってきた。

指定管理者制度導入後は、指定管理者において、指定管理料の算定において設定された収入目標額を達成するため、種々の工夫により入館者数の増や収入増を図る方策を実施する一方、県から無料開放の依頼を受けて施設を無料開放し、県の施策に協力しているところである。

また、子育て応援パスポート（こころカード）の提示による利用料金の減額を実施している施設も見られ、指定管理者においては、こうした無料開放や利用料金の減額の状態を把握し、利用料金収入に占める割合や影響を計りながら施設の管理・運営を行っているところである。

しかしながら、児童福祉週間等を所管する各課においては、県の施策に協力して実施されている施設の無料開放の状況について、自発的に報告している指定管理者があるにもかかわらず、とりまとめは行われていない（青少年家庭課においては、平成24年度の児童福祉週間の実施状況についてはとりまとめを行っている。）。

については、指定管理施設において県の施策に協力して実施されている無料開放について、各施策の所管課において成果をとりまとめ、その内容や効果が目的にそったものとなっているかどうかを検証されたい。

平成24年度に基本協定書を更新した際に、管理物品の一覧を添付した。

(水産課)

・(公財)ホシザキグリーン財団

基本協定書変更などについては、全て実施済みである。

(2) 指定管理者が県の施策に協力する場合の評価について

—県の総括的な対応—

(高齢者福祉課、青少年家庭課、障がい福祉課)

無料開放の期間中の利用人数等をとりとまとめ、その効果の検証を行う。

(人事課)

児童福祉週間等の期間中の無料開放による影響額は、公募時の指定管理料の積算に反映されており、問題ないと考えている。

なお、指定管理料の積算及び児童福祉週間等の施策の趣旨については、指定管理者との間で、一層の共通理解を図れるよう努めたい。

—個別的な対応—

(農畜産振興課)

・NPO法人国際交流フラワー21

(水産課)

・(公財)ホシザキグリーン財団

児童福祉週間等の期間中の無料開放による影響額は、公募時の指定管理料の積算に反映されており、問題ないと考えている。

なお、指定管理料の積算及び児童福祉週間等の施策の趣旨については、指定管理者との定期的な情報交換会などを通じて、より一層の共通理解を図っていく。

| | |
|---|--|
| <p>また、指定管理者においては、この無料開放等による収入減に対し補填を求めるところもあり、施設の所管課及び指定管理者制度を所管する人事課において、無料開放等による入館者数の増や収入全体に対する影響などについて調査し、必要な対応を検討されたい。</p> | |
| <p>II 個別</p> <p>1 (公財)しまね産業振興財団 (所管課：産業振興課)</p> <p>(1) 所管課</p> <p>【改善等を要する事項】</p> <p>① 補助対象人件費の取扱いについて</p> <p>公益財団法人しまね産業振興財団管理費補助金の補助対象となっている職員には、島根県立産業高度化支援センターの指定管理業務に従事している職員が含まれている。当該兼務職員の業務が、補助対象業務であるのか、指定管理業務であるのか、その区分が明確にされておらず、その全額を補助対象業務と認定して補助金を支出していた。</p> <p>については、補助金対象業務と指定管理業務に携わる兼務職員の経費については、それぞれの業務量に応じ補助金及び指定管理料から支出すべきであるので、補助対象業務と指定管理業務を明確に区分し、適切に執行されたい。</p> <p>【意見】</p> <p>① 指定管理業務における入居機関の経費負担について</p> <p>指定管理業務における光熱水費について、入居機関である産業技術センター及びしまね産業振興財団の使用分は、指定管理者が指定管理料により一括して支払う取扱いとなっている。</p> <p>平成23年度の光熱水費は8,688万円余で、うち電気使用量は産業技術センター分が施設全体の約6割を占めている。近年は各種試験・研究等の設備機器を備える同センターの電気使用量が増加傾向にあり、指定管理者が負担する光熱水費は当初計画額と比べ541万円余増加している。このように入居機関の使用割合が大きく、さらに使用量の変動要素も大きい光熱水費について、指定期間中固定された指定管理料から負担することは適当ではないと考えられる。</p> | <p>① 補助対象人件費の取扱いについて</p> <p>平成24年度から、兼務職員の経費については、補助対象業務と指定管理業務の区分を明確にし、それぞれの経費を補助金及び指定管理料から適切に執行するよう改めた。</p> <p>① 指定管理業務における入居機関の経費負担について</p> <p>指定管理者が負担する産業技術センターの電気使用料金は、平成23年度には国庫補助金の交付を受け試験・研究等の設備機器を例年以上に整備したこともあり、一時的に前年度より増加したものの、平成24年度には平成22年度とほぼ同じ水準となっており、現状において管理運営に大きな支障はないものと考えている。</p> <p>しかしながら、使用割合の大きい産業技術センターの光熱水費を指定管理料から負担することは、施設の管理運営に影響を及ぼす可能性もあることから、次期指定管理者の選定にあたっては、現在の指定管理期間の全体を通じた実績等を踏まえ、入居者負担のあり方について検討する。</p> |

| | |
|---|---|
| <p>については、各入居機関の光熱水費について、適切な経費負担が行われるよう、個メーターの設置や共有部分における按分方法の設定などにより、実費精算方式を適用することについて検討されたい。</p> | |
| <p>2 一畑電車株式会社 (所管課：交通対策課)</p> <p>(1) 団体</p> <p>【意見】</p> <p>① 一畑電車の利用促進について</p> <p>一畑電車への支援は、昭和48年度に県をはじめ沿線自治体からなる一畑電車沿線地域対策協議会が設立されて以来、赤字補填による助成が行われてきた。平成18年度からは「インフラ所有権を移転しない上下分離方式」により、県及び沿線自治体が鉄道施設の整備に要する費用について補助してきた。さらに平成23年度からは安全確保やサービス向上の観点から車両更新など積極的な設備投資を行うこととした。</p> <p>一方、一畑電車においても人件費などの経費の削減に取り組むとともに、各種イベント列車の運行や沿線施設と連携した企画きっぷの販売、体験運転事業の実施などによって利用促進に取り組み、収入増を図っているところである。</p> <p>しかしながら、モータリゼーションの進行と少子高齢化した沿線地域の状況から、通勤・通学の利用客数は現状維持の状況が続き、大幅な収入増は望めないところであり、今後、収入を確保するためには、観光客等の一層の利用促進を図る必要がある。</p> <p>については、関係機関等と連携しながら、より魅力的な企画きっぷの販売など利用者増の取り組みを進められたい。</p> | <p>① 一畑電車の利用促進について</p> <p>一畑電車における利用促進については、一畑電車沿線地域対策協議会等との連携によって、過度に自動車に頼る状態から、公共交通や徒歩などを含めた多様な交通手段を適度に利用する状態へと少しずつ変えていくよう取り組んでいる。</p> <p>定期券対策としては、平成24年度に新たに3種類の定期券（シルバー定期券、親子割定期券、片道通学定期券）の販売や、沿線の専門学校の通学対策として新たに1本増便を行い利用者拡大を図った。</p> <p>その他の対策としては、出雲大社への参拝客をターゲットにした割引乗車券のPRを積極的に行うことに合わせ、出雲大社駅前の改装・デハニ50型車両の展示等によって確実に利用者を増やすことに繋がった。</p> <p>また、平成22年度から開始した体験運転については、平成24年度は主に県外から1,163人の参加者があり、このことによって利用客数を増やすことになった。</p> <p>今後も利用者増を図るため、観光客が利用しやすいダイヤ改正、イベント車両の導入、体験運転の拡充等の取組みを進める。</p> |
| <p>3 (公財) 島根県環境管理センター (所管課：廃棄物対策課)</p> <p>(1) 所管課</p> <p>【意見】</p> <p>① 第3期管理型処分場整備に向けた支援について</p> <p>島根県環境管理センターが運営する産業廃棄物最終処分場「クリーンパークいずも」は、環境対策と産業振興のため、なくてはならない施設であ</p> | <p>① 第3期管理型処分場整備に向けた支援について</p> <p>「クリーンパークいずも」においては、地元自治会も構成員である安全管理委員会を設置し、これを通じて安全性等の啓発に努めている。県としても引</p> |

| | |
|--|---|
| <p>るが、民間だけでは多額の投資資金の確保や用地の確保、地元合意を得ることが困難であることから、県内唯一の公共関与産業廃棄物最終処分場として設置されたものである。</p> <p>施設の設置及び安定的な運営には地元住民の理解と協力が不可欠であり、島根県環境管理センターでは法で定める排水基準より厳しい目標水質で放流するなど環境対策に努め、地元住民との信頼関係を築いているところである。</p> <p>第1期・第2期管理型処分場の残容量は、平成23年度末に約23万m³で、これまでの年平均4.5万m³（5.7万トン）の搬入では数年後に満杯となるため、島根県環境管理センターでは平成28年度供用開始を目標に第3期管理型処分場の整備に向け取り組んでいるところである。</p> <p>しかしながら、第3期管理型処分場整備には新たに多額の資金が必要であり、また、既存施設に係る借入金の償還財源や浸出水処理施設、管理施設等の将来的な維持・補修経費の確保も必要となっている。</p> <p>島根県環境管理センターの経営状況を見ると、平成23年度末の長期借入金償還残高は32億円余で、これに対し18億円余の県費補助が予定されており、差引14億円余及び利息分を自己資金により確保しなければならない。一方、団体においては、企業がリサイクルへの取組により廃棄物の減量化を進める方向にあることや、料金値上げは検討されているものの新たな施設整備の財源を料金収入だけで賄うことは厳しいという見通しである。</p> <p>については、産業廃棄物最終処分場の必要性や安全性が広く理解されるよう県民への啓発に努めるとともに、第3期管理型処分場整備に向け、団体の経営見通しを踏まえた必要な支援を検討されたい。</p> | <p>き続き関係機関と連携し取り組む。</p> <p>また、第3期管理型処分場整備に向け、将来の需要予測や料金値上げなどの影響を考慮し、支援策を検討していく。</p> |
| <p>4 島根県商工会連合会</p> <p style="text-align: center;">(所管課：中小企業課)</p> <p>(1) 団体</p> <p>【意見】</p> <p>① 会計事務処理に係る諸規程の整備及び周知徹底について</p> | <p>① 会計事務処理に係る諸規程の整備及び周知徹底について</p> |

| | |
|--|--|
| <p>平成19年度以降、島根県商工会連合会では会計規程等の見直しが行われ、これを踏まえ、事務処理の明確化と厳正化について各商工会に対して指導されてきたところである。</p> <p>しかしながら、送金処理に係る内部牽制について、「指定職員は、証拠書類の支払何への編綴、糊付け及び押印の状況を確認し、送金処理が適正に行われたかについて検認する」こととし、チェック欄を設けた「支出何兼支出伝票」様式が各商工会に示されたにもかかわらず、商工会においては、その趣旨が十分に理解されず、このチェック欄の使用がなされていないものがみられた。</p> <p>また、契約事務について、契約事務取扱要領に定める何様式を使用せずに執行されているものがあった。</p> <p>については、要領に定める何様式を適用する基準（金額の規定等）を設けるなどによりその取扱を明確にするとともに、各商工会に対して、規程及び要領等に係る取扱の徹底を図られたい。</p> | <p>送金処理について、会計規程などの関係規程等を整備し、事務処理の明確化と厳正化を図るよう各商工会に対して更なる指導の強化を図る。</p> <p>また、契約事務については「契約事務取扱要領」を一部改正し、物品購入何に「購入価格〔税抜単価〕が10,000円未満の場合、物品購入何いは必要としない。」と明記した。今後、各商工会に対して、規程及び要領等に係る取扱いの周知徹底を図る。</p> |
| <p>5 島根県歯科技術専門学校</p> <p style="text-align: center;">(所管課：医療政策課)</p> <p>(1) 所管課</p> <p>【意見】</p> <p>① 島根県歯科技術専門学校への支援のあり方について</p> <p>歯科衛生士科については、近年、入学生が定員割れになっており、設置主体である島根県歯科医師会の負担額が増加している。また、県西部では求職者数を上回る求人数があるにもかかわらず、県西部からの入学生は極めて少ない状況にあり、高齢化の進展に伴う口腔ケア需要に対応するためにも、今後、人材確保が困難になることが懸念されている。</p> <p>また、島根県歯科技術専門学校運営費補助金交付要綱について、平成17年に歯科衛生士科が3年課程に変更されたことに伴う改正がなされておらず、補助基準額や補助対象経費が不明確な状況があるので、実態に即した交付要綱を整備する必要がある。</p> <p>については、交付要綱の整備を行うとともに、歯科衛生士をめぐる動向を注視し、適切な人材確保</p> | <p>① 島根県歯科技術専門学校への支援のあり方について</p> <p>島根県歯科技術専門学校運営費補助金については、平成25年4月1日付で交付要綱を改正し、補助基準額・対象経費を明確化した。併せて歯科衛生士科が3年課程に変更されたことに伴う所要の改正を行った。</p> <p>また、今後、県も参画する「島根県歯科衛生士人材確保協議会」において、歯科衛生士の県西部への就業状況等の動向を注視しながら、高等学校等に対する働きかけなど人材確保に向けた具体的な対策の検討を行い、同校と連携して実施する。</p> |

| | |
|---|---|
| <p>が図られるよう学校への支援のあり方についても検討されたい。</p> | |
| <p>6 浜田港振興会 (所管課：しまねブランド推進課)</p> <p>(1) 所管課</p> <p>【意見】</p> <p>① 浜田港の一層の利用促進について</p> <p>浜田港は、平成22年に国の重点港湾の指定を受け、さらに平成23年には原木機能で日本海側拠点港に選定されるなど、国際貿易拠点として位置づけられている。</p> <p>また、平成13年から韓国釜山との国際定期コンテナ航路が開設され、平成20年に不定期就航したロシアウラジオストク間のRORO船航路の定期航路化が実現した。</p> <p>こうした中、港湾機能の強化については、平成24年度には福井埠頭に一部定温機能を備えた倉庫が完成し、また、山陰道から浜田港直結の臨港道路の建設に着手されるなど、貨物取扱量の増加に向けた港湾整備事業が促進されつつある。</p> <p>これまで、浜田港振興会を中心に取扱貨物量の増大を図るために、コンテナ航路利用促進助成等による積極的なポートセールス活動を展開してきたところである。</p> <p>については、今後も浜田港振興会、市、関係機関、民間団体との連携を一層密にして、ポートセールス活動の強化に努められたい。</p> | <p>① 浜田港の一層の利用促進について</p> <p>港湾管理と利用促進を一体的に行う「浜田港湾振興センター」を平成25年4月に設置したところであり、今後は、同センターを中心に、浜田市・浜田港振興会・船舶代理店等との連携を密にし、「ポートセールス調整会議」を開催して荷主情報の共有を図りつつ、関係者一体となって戦略的で効率的なポートセールスを行っていく。</p> <p>併せて、平成25年4月から供用を開始した福井上屋（一部定温倉庫）をアピール材料として、新規貨物の獲得に積極的に取り組んでいく。</p> |
| <p>7 (公財) 島根県障害者スポーツ協会 (所管課：障がい福祉課)</p> <p>(1) 団体</p> <p>【意見】</p> <p>① 障がい者スポーツの普及・支援事業の充実について</p> <p>島根県障害者スポーツ協会は、障がい者スポーツの普及、振興を図る県内の中核的な団体であり、基本財産の運用益と賛助会員の会費により障がい者スポーツの普及活動や加盟団体の活動支援、障がい者アスリートコーチの養成などの事業（平成23年度事業費3,531千円）を実施している。</p> <p>また、全国障害者スポーツ大会への選手派遣や選手の強化育成、島根県障害者スポーツ大会の開催などの事業（平成23年度事業費32,297千円）</p> | <p>① 障がい者スポーツの普及・支援事業の充実について</p> <p>基本財産255,000千円のうち、県からの出資金200,000千円を除いた55,000千円を取り崩し、障がい者スポーツの普及・振興のための基金を創設する予定としている。</p> <p>この基金を活用し、「トップアスリート強化支援事業」、「ボッチャ競技普及啓発事業」を行う。</p> <p>「トップアスリート強化支援事業」については、障がい者スポーツのシンボルとなるパラリンピック選手を育成することにより、また、「ボッチャ競技</p> |

| | |
|---|---|
| <p>を、県の委託を受けて実施している。</p> <p>こうした中で、本県選手についてはパラリンピックや全国障害者スポーツ大会などの大会で活躍が見られるところであるが、限られた事業費の中での助成となっているため、助成額の増額を求める声も聞かれるところである。</p> <p>競技スポーツでの障がい者アスリートの活躍は、県内の障がい者に感動を与え、夢と希望を持たせるものであり、今後、障がい者の自立と社会参加を一層促進していくためにも、地域における障がい者スポーツの普及、振興が望まれるところである。</p> <p>については、島根県障害者スポーツ協会の基本財産の一部には、身体障がい者スポーツの振興を目的として、県及び市町村の補助金や民間資金により造成された基金が含まれていることを踏まえ、障がい者スポーツの普及、振興のため、基本財産の活用についても検討されたい。</p> | <p>普及啓発事業」については、重度障がい者でも参加可能なこの種目を普及させることにより、県民の障がい者スポーツへの理解・関心を高め、選手層の拡大、共生社会の実現への寄与を目指す。</p> |
| <p>8 (公財) ホンザキグリーン財団 (所管課：水産課)</p> <p>(1) 所管課</p> <p>【意見】</p> <p>① 施設設備の修繕について</p> <p>宍道湖自然館の入館者数は、開館直後の平成13年度は年間20万人であったが、ここ数年は年間約10万人程度で推移している。指定管理者において宍道湖自然館の魅力を積極的に情報発信し、来館を促す努力がなされているが、目標としている12万人に達しない状況である。</p> <p>展示設備の中には耐用年限が到来し、故障中のものがあるなど、開館以来、計画的な修繕が十分に行われておらず、今後、継続した展示ができなくなる恐れも生じている。また、子ども連れの来館者や高齢者からは、館内の休憩場所や飲食可能な場所が手狭なことから、スペース拡充の要望が寄せられているところである。</p> <p>については、開館から10年が経過し、これまでのような現行機能を維持するための緊急的な修繕ではなく、入館者数の増加を図るために必要な施設設備の修繕、改良について早急に検討されたい。</p> | <p>① 施設設備の修繕について</p> <p>来館者からの要望の多い飲食休憩スペース拡充等の来館者向け施設改善について検討を進める。また、県民の声を積極的に取り入れるとともに外部委員を交えて入館者数の増加を図るための検討を開始する。</p> |